

「いざというとき自分を守る」契約書の書き方と使い方のポイント
質疑回答

	質 問	回 答
1	契約書に『約款は参考として付けると』と言われていましたが、具体的には約款の頭に『参考』と記入して、添付することでしょうか？	四会連合約款の一部を準用する場合は、その部分(項)を添付すれば足りると思います。全て使用する場合は当然添付すべきだと思います。参考資料として添付する必要はありません。
2	重要事項説明 7. 契約解除に関する事項 四会連合協定 建築設計 工事監理業務契約約款を適用しますと有りますが、上記 1) 参考とした場合でも問題ないでしょうか？	その項目を適用する場合は、重要事項説明に書く必要があります。参考では書く必要はありません。独自の約款あればその項目を書けば良いと思います。
3	12 条（設計及び監理の瑕疵）で、完成した建物の所有者が変わった場合、乙の責任は、その時点で全て除斥される。は建築士法上は不法と言われていましたが、具体的に契約書に記載しても法的に問題ないでしょうか？	特に、法律違反とはなりません。ここでお互いに約束をしても士法上や民法から逃れることでは無いので、お互いの関係を明確にする意味で書くべきと思っております。
4	重要事項説明で、会社財務諸表等会社財務詳細の提出を求められた場合、建築士事務所の保険加入、加入内容を示し、建築士事務所の年次報告書を提出すれば、それに変わると言われていましたが、イコールでは無く説明資料として変わって添付しご理解いただく意味合いでしょうか？	必要書類は、士法第 24 条の 6 及び士法施行規則第 22 条の 2 に書かれているものです。所属建築士、年次報告等が必要で財務諸表は必要ありません。お客様に安心できる事務所である証明であれば、法律の趣旨にあうと思います。
5	資料について、文中に注文者と発注者が混在して文章が書いてあり、最後のサインには注文者のみの名前になっています。この場合、どちらかに統一するか、サインの場所に注文者（発注者）と記載したほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか？	発注者か注文者については、注文者に統一してください。この表現も通常では発注者になると思いますが、前段のコンセプトで注文者のほうが、言葉が柔らかくわかりやすいのではと思います。
6	「クーリングオフに関する規定」の文中に第 1 項及び第 2 項と記載されていますが、規定の箇条書きの頭には数字しか書いてありません。こちらは、数字ではなく第〇項と変更したほうがよいでしょうか？	項の問題ですが、数字の後に項が必要かどうかですが、どちらでも良いと思っております。素人の方が読みますので意識して、項を省いて固さをなくし、あえて箇条書きにしてみました。